



皆野町けんこう大使
み～な

交通事故にあったら(第三者行為)

■ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の加入者(被保険者)が 交通事故などにあったときは・・・

交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)の行為によりケガをした場合、その治療費や介護サービス費は加害者が負担するべきものです。

保険証を使用して治療を受けた場合でも、治療費を一時的に医療保険者(町国保)などが立て替えた後で加害者に請求することになります。

■ 交通事故などにあったときは、次のような手続きを行います

- ・警察に届け出てください。事故の無届けはトラブルのもとです。
- ・町民生活課(②番窓口)へ必ず届け出てください。届出は法律上の義務となっています。

町民生活課への届出に必要なもの

- ・保険証 ・印鑑 ・交通事故証明書(自動車安全運転センターへ申請することで入手可能)
- ※届出書は町民生活課または任意で加入されている保険会社にありますので、お問い合わせください。

■ 示談はくれぐれも慎重に

町民生活課へ届け出る前に、加害者から治療費を受け取って示談を済ませてしまうと、医療保険者などから加害者に治療費の請求をすることができない場合があります。

示談の前に、町民生活課へご相談ください。

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

3月31日まで! 高齢者肺炎球菌ワクチンの助成

令和4年度の助成対象期限が迫っています。期間内に接種しなかった場合は、助成対象となりませんのでご注意ください。

対 象 者	<p>①令和4年度に下記年齢となるかた</p> <p>65歳：昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれ 70歳：昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれ 75歳：昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれ 80歳：昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれ 85歳：昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生まれ 90歳：昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生まれ 95歳：昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生まれ 100歳：大正11年4月2日～大正12年4月1日生まれ</p> <p>②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはHIVウイルスによる免疫機能に障がいがあり、その障がい身体障害者手帳1級に相当するかた(医師の診断書又は身体障害者手帳の写しが必要です)。</p> <p>※過去に成人用肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがあるかたは対象になりません。</p>
接 種 期 限	3月31日(金)まで
自 己 負 担 額	2,500円(助成額 5,640円)
申 込 み	接種希望のかたは、接種に必要な書類を窓口で配付します。

問合せ 健康子ども課(⑥番窓口) ☎62-1288